

公益財団法人軽種馬育成調教センター

日高育成総合施設
軽種馬育成調教場運営管理実施要領

公益財団法人軽種馬育成調教センター 日高育成総合施設 軽種馬育成調教場運営管理実施要領

(制定 平成21年12月11日) (改正 平成31年4月23日)
(改正 平成27年9月29日) (" 令和元年12月25日)
(" 平成28年2月26日) (" 令和4年12月23日)

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人軽種馬育成調教センター(以下「センター」という。)が、日高育成総合施設軽種馬育成調教場運営管理要綱(以下「要綱」という。)に基づき、日高育成総合施設軽種馬育成調教場(以下「育成調教場」という。)の運営管理事業を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(育成調教場の調教管理)

第2条 要綱第2条第1号に規定する事業の内容は以下の各号のとおりとする。

- (1) 育成調教場を使用する人馬の承認審査、受付等の管理業務
- (2) 育成調教場における監視業務
- (3) 育成調教場の衛生確保と防疫に係る清掃並びに消毒業務

(馬場等の保全及び保守管理)

第3条 要綱第2条第2号に規定する事業の内容は以下の各号のとおりとする。

- (1) 馬場保全及び保守管理業務
- (2) 馬道保全及び保守管理業務
- (3) 造園、通路等の保守管理業務

(電気工作物の維持管理、建物及び付帯設備の保守管理)

第4条 要綱第2条第3号に規定する事業の内容は以下の各号のとおりとする。

- (1) 電気事業法に基づく自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督並びに保安のための巡視、点検及び検査業務
- (2) 水道法に基づく専用水道の運転操作及び管理業務
- (3) 育成調教場の給排水・防災設備等の建物及び付帯設備の保守管理業務

2 前項に規定する業務を行うため、関係法令に基づく資格を有する電気主任技術者及び水道技術管理者を配置するものとする。

(場長の事務)

第5条 理事長は、場長に次に掲げる事務を処理させるものとする。

- (1) 育成調教場の施設、備品等を管理すること。
- (2) 第13条の許可並びに第14条及び第15条の承認に関すること。
- (3) 育成調教場を使用する者等が遵守すべき事項を定めること。
- (4) 育成調教場の使用時間等を定めること。
- (5) 要綱に定める使用料等の請求・収納を行うこと。
- (6) 育成調教場の円滑な運営管理を図るために必要な措置を講ずること。

(育成調教責任者)

第6条 育成調教場を使用しようとする者は、育成調教責任者として理事長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者(法人は除く。)は、自ら育成調教責任者となり、次の各号に掲げる事務を行わなければならない。

- (1) 育成調教をしようとする馬の管理を行うこと。
- (2) 育成調教を行うのに必要な調教要員等を確保すること。
- (3) 第13条の許可並びに第14条及び第15条の承認を受けること。
- (4) 要綱に定める使用料等を納付すること。
- (5) 育成調教責任者又は調教要員等が育成調教場の施設、備品等に損害を生じさせた場合は、場長が相当と認める額を賠償すること。
- (6) 調教場利用馬の調教日誌等の保管を行い、場長の要請があつた場合は提出すること。

3 法人が第1項の承認を受けた場合は、当該法人の代表者は、自ら育成調教責任者となり、前項第1号から第6号までに掲げる事務を行わなければならない。

4 育成調教責任者は、育成調教場を使用するときは、これに臨場して、当該馬の管理を行うとともに、調教要員等に適切な指示を与えなければならない。ただし、育成調教責任者の事故その他やむを得ない事由により、臨場することができないときはこの限りでない。

5 前項ただし書の場合、当該育成調教責任者は、育成調教責任者代行者(以下「代行者」という。)を置き、育成調教の臨場を代行させなければならない。

(承認の要件)

第7条 前条第1項の承認を受けようとする者(法人は除く。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者

- (2) 競馬法施行令（昭和23年政令第242号）第10条第1項第4号の規定により、競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
- (3) 育成調教を行うことのできる十分な技術等を有するものと認められない者
- (4) 前条第2項各号の事務を行うことができる者と認められない者
- (5) その他承認することが適当でないと思えられる者

2 法人が前条第1項の承認を受けようとするときは、その法人の代表者が前項第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれかに、又はその法人の役員及び構成員のいずれもが第3号に該当する場合は、承認しない。

(申請及び承認等)

第8条 第6条第1項の承認を受けようとする者は、育成調教場使用承認申請書（様式第1号）及び必要書類を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請があった場合、理事長はこれを審査し、承認したときは、申請者に育成調教場使用許可証（以下「使用許可証」という。）を発行する。

3 前項の規定により発行された使用許可証の有効期間は、承認の日から3年以内で、別に定める日までとし、有効期間が満了したときは、承認は、その効力を失う。

4 前各項に定めるもののほか、短期間のみの使用を目的とする場合であって、別に認める場合についてはこの限りでない。

(使用許可証の更新)

第9条 使用許可証の有効期間の更新を受けようとする者は、育成調教場使用更新申請書（様式第2号）及び必要書類を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請があった場合、理事長はこれを審査し、承認したときは、当該使用許可証を更新する。

(記載事項変更等の届出)

第10条 第6条第1項の承認を受けた者は、第8条第1項若しくは前条第1項に掲げる書類に記載された事項に変更があった場合、育成調教場使用承認変更届（様式第3号）及び必要書類を速やかに、理事長に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第11条 理事長は、第6条第1項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消す。

- (1) 第7条に該当することとなったとき。
- (2) 第8条第1項及び第9条第1項に規定する申請書及び必要書類に、重要な事項

についての虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることが判明したとき。

(3) 育成調教場使用承認取消申請書(様式第4号)の提出があったとき。

(4) 死亡したことが判明したとき(その者が法人である場合には解散したことが判明したとき)。

(育成調教場使用の停止)

第12条 理事長は、第6条第1項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて育成調教場の使用を停止することができる。

(1) この要領の規定に違反したとき。

(2) 場長の指示又は命令に従わないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、場長が不相当と認めたとき。

(育成調教責任者代行者)

第13条 第6条第5項に規定する代行者を置く場合、育成調教責任者は、育成調教責任者代行者許可申請書(様式第5号)及び必要書類を場長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた代行者の許可を取消す場合、育成調教責任者は、育成調教責任者代行者許可取消申請書(様式第6号)を場長に提出する。

(調教要員等)

第14条 育成調教責任者は、育成調教を行うのに必要な育成調教要員及び飼養要員(以下「調教要員等」という。)を置くことができる。

2 前項の規定により調教要員等を置こうとする場合、育成調教責任者は、あらかじめ調教要員等承認申請書(様式第7号A)を場長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の規定により承認を受けた調教要員等を変更しようとする場合、育成調教責任者は、あらかじめ調教要員等承認(変更)申請書(様式第7号B)を場長に提出し、その承認を受けなければならない。

(育成調教用馬)

第15条 育成調教場において育成調教することのできる馬(以下「育成調教用馬」という。)は、競走の用に供する目的の軽種馬であって、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 1歳の7月から日本中央競馬会のトレーニング・センター、競馬場等に入りゅ

うするまでの間にあるもの。

(2) 前号のほか、育成調教場の目的を達成するため場長が適当と認めたもの。

2 前項の規定による育成調教用馬の育成調教を開始しようとする場合、育成調教責任者は、あらかじめ調教用馬承認申請書（様式第8号A）及び必要書類を場長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の規定により承認を受けた育成調教用馬を変更しようとする場合、育成調教責任者は、あらかじめ調教用馬承認（変更）申請書（様式第8号B）及び必要書類を場長に提出し、その承認を受けなければならない。

(育成調教場の使用)

第16条 育成調教場の使用の形態は、日帰り使用及び短期の滞在使用とする。

2 前項に規定する短期の滞在中で使用できる育成調教用馬の馬房数及び滞在中の期間の上限等は、理事長が別に定める。

3 育成調教場の宿泊施設を使用できる期間の上限等は、理事長が別に定める。

(使用料の納付)

第17条 育成調教責任者は、要綱に定める使用料等を請求により、当月分を翌月の末日までに納付しなければならない。

(遵守事項)

第18条 育成調教責任者、代行者及び調教要員等は、要綱、この要領及びその他場長が定めた事項を遵守するとともに、その命令に従わなければならない。

附 則

1 この要領は、平成22年1月1日から施行する。

2 財団法人軽種馬育成調教センター日高育成総合施設軽種馬育成調教場管理運営実施要領（平成5年制定）は廃止する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

育成調教場使用承認申請書(個人)

年 月 日

(公財)軽種馬育成調教センター 理事長 殿

写真
縦 30 mm
横 25 mm

ふりがな
氏名 (男・女)

〒
住所

生年月日 年 月 日生 年齢 才

3ヶ月以内に
撮影したもの

携帯電話番号

電話番号 FAX

ふりがな
牧場名 職種

〒
牧場住所

牧場電話番号 FAX

(○をつけて下さい)

- | | | | |
|---------|-------|-------|-------|
| 緊急の連絡先 | 1. 自宅 | 2. 牧場 | 3. 携帯 |
| FAXの送信先 | 1. 自宅 | 2. 牧場 | |
| 料金の請求先 | 1. 自宅 | 2. 牧場 | |

日高育成総合施設軽種馬育成調教場を使用し、日高育成総合施設軽種馬育成調教場運営管理実施要領第8条第1項により必要書類を添え承認申請します。

なお、施設使用に際しては、日高育成総合施設軽種馬育成調教場運営管理要綱・同実施要領等を遵守し、貴センターの指示に従い自己の責任において使用することを誓約します。

- ※必要書類
1. 日本の国籍を持つ者
 - ①住民票 1通
 - ②本籍地の市区町村長の発行する身分証明書 1通
 - ③成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書又は被保佐人として登記されていない旨を記載して、記名した書類 1通
 - ④育成牧場の概要、カラー写真 1枚
 2. 外国人
 - ①外国人登録原票記載事項証明書 1通
 - ②成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書 1通
 - ③上記要領第7条第1項第1号に該当しない旨を記載して、記名した書類 1通
 - ④育成牧場の概要、カラー写真 1枚

注：必要書類はその日付が提出日の3ヶ月以内のものに限る

育成調教場使用承認申請書(法人)

年 月 日

(公財)軽種馬育成調教センター 理事長 殿

代表者の 写真 縦 30 mm 横 25 mm	ふりがな					
	法人名					
	〒					
	法人住所					
	法人電話番号	FAX				
3ヶ月以内に 撮影したもの	ふりがな					
	代表者氏名	(男・女)				
	〒					
	代表者住所					
	生年月日	年	月	日生	年齢	才
	携帯電話番号					
	電話番号	FAX				

(○をつけて下さい)

緊急の連絡先	1. 自宅	2. 牧場	3. 携帯
FAXの送信先	1. 自宅	2. 牧場	
料金の請求先	1. 自宅	2. 牧場	

日高育成総合施設軽種馬育成調教場を使用したく、日高育成総合施設軽種馬育成調教場運営管理実施要領第8条第1項により必要書類を添え承認申請します。

なお、施設使用に際しては、日高育成総合施設軽種馬育成調教場運営管理要綱・同実施要領等を遵守し、貴センターの指示に従い自己の責任において使用することを誓約します。

- ※必要書類
1. 会社の登記簿謄本又は全部事項証明書 1通
 2. 代表者に関する書類
 - ①日本の国籍を持つ者
 - i 本籍地の市区町村長の発行する身分証明書 1通
 - ii 成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書又は被保佐人として登記されていない旨を記載して、記名した書類 1通
 - ②外国人
 - i 成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書 1通
 - ii 上記要領第7条第1項第1号に該当しない旨を記載して、記名した書類 1通
 3. 育成牧場の概要
 4. カラー写真 1枚

注：必要書類はその日付が提出日の3ヶ月以内のものに限る

育成調教場使用更新申請書

年 月 日

(公財)軽種馬育成調教センター 理事長 殿

申請者の氏名又は法人名 (法人の場合は代表者名を記入)

写 真
(法人にあ
っては代表
者の写真)
縦 30 mm
横 25 mm

(法人名)

(氏名・代表者名)

住所・電話番号 (法人の場合は主たる事務所の住所及び電話番号)

(住所)

(電話番号)

3ヶ月以内に
撮影したもの

年 月 日付をもって有効期限満了となりますので、更新したく日高育成総合施設軽種馬育成調教場運営管理実施要領第9条第1項により必要書類を添え承認申請します。

なお、施設使用に際しては、日高育成総合施設軽種馬育成調教場運営管理要綱・同実施要領等を遵守し、貴センターの指示に従い自己の責任において使用することを誓約します。

- ※必要書類
1. 会社の登記簿謄本又は全部事項証明書 1通 (法人の場合)
住民票 1通 (個人の場合・外国人である場合には、外国人登録原票記載事項証明書)
 2. 申請者 (個人・法人の代表者) に関する書類
 - ①日本の国籍を持つ者
 - i 本籍地の市区町村長の発行する身分証明書 1通
 - ii 成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書又は被保佐人として登記されていない旨を記載して、記名した書類 1通
 - ②外国人
 - i 成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書 1通
 - ii 上記要領第7条第1項第1号に該当しない旨を記載して、記名した書類 1通
 3. 育成牧場の概要
 4. カラー写真 1枚

注：必要書類はその日付が提出日の3ヶ月以内のものに限る

育成調教場使用承認変更届 (個人)

年 月 日

(公財)軽種馬育成調教センター 理事長 殿

フリガナ 氏名	_____	
〒	_____	
住所	_____	
携帯電話番号	_____	
電話番号	FAX _____	
フリガナ	_____	
牧場名	職種 _____	
〒	_____	
牧場住所	_____	
牧場電話番号	牧場 FAX _____	

(○をつけて下さい)

緊急の連絡先	1. 自宅	2. 牧場	3. 携帯
FAXの送信先	1. 自宅	2. 牧場	
料金の請求先	1. 自宅	2. 牧場	

育成調教場の使用承認について変更が生じたので、日高育成総合施設軽種馬育成調教場運営管理実施要領第10条により届出いたします。

- ※必要書類 1. 住民票 1通 (自宅住所に変更が生じた時のみ添付、外国人である場合には、外国人登録原票記載事項証明書)
2. 育成牧場の概要 (牧場住所に変更が生じた時のみ添付)
- 注: 必要書類はその日付が提出日の3ヶ月以内のものに限る

育成調教場使用承認変更届 (法人)

年 月 日

(公財)軽種馬育成調教センター 理事長 殿

代表者の
写真
縦 30 mm
横 25 mm

ふりがな

法人名

〒

法人住所

法人電話番号

法人 FAX

3ヶ月以内に
撮影したもの

ふりがな

代表者氏名

〒

代表者住所

携帯電話番号

電話番号

FAX

(○をつけて下さい)

- | | | | |
|---------|-------|-------|-------|
| 緊急の連絡先 | 1. 自宅 | 2. 牧場 | 3. 携帯 |
| FAXの送信先 | 1. 自宅 | 2. 牧場 | |
| 料金の請求先 | 1. 自宅 | 2. 牧場 | |

育成調教場の使用承認について変更が生じたので、日高育成総合施設軽種馬育成調教場運営管理実施要領第10条により届出いたします。

- ※必要書類
1. 会社の登記簿謄本又は全部事項証明書 1通
 2. 代表者に関する書類 1通 (代表者を変更した場合)
 - ①日本の国籍を持つ者
 - i 本籍地の市区町村長の発行する身分証明書 1通
 - ii 成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書又は被保佐人として登記されていない旨を記載して、記名した書類 1通
 - ②外国人
 - i 成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書 1通
 - ii 上記要領第7条第1項第1号に該当しない旨を記載して、記名した書類 1通
 3. 育成牧場の概要 (牧場住所を変更した場合)
 4. カラー写真 1枚 (代表者を変更した場合)
- 注：必要書類はその日付が提出日の3ヶ月以内のものに限る

育成調教責任者代行者許可申請書

年 月 日

(公財)軽種馬育成調教センター 場長 殿

育成調教責任者氏名

日高育成総合施設軽種馬育成調教場を使用するにあたり、日高育成総合施設軽種馬育成調教場運営管理実施要領第13条第1項の規定に基づき、臨場を代行する者として下記の者を置きたく申請するので許可願います。

なお、施設の使用に際しては、日高育成総合施設軽種馬育成調教場運営管理要綱・同実施要領等を遵守させ、貴センターの指示に従い使用させることを誓約します。

写真
縦 30 mm
横 25 mm

3ヶ月以内に
撮影したもの

ふりがな			
代行者氏名	(男・女)		
〒			
代行者住所			
生年月日	年	月	日生
年齢	才		
携帯電話番号			
電話番号	FAX		
職種	1. 育成担当	2. 騎乗員	3. 獣医師
	4. その他 ()		
責任者との雇用関係	1. 従業員	2. 臨時雇用	
	3. その他 ()		
緊急の連絡先	1. 自宅	2. 牧場	3. 携帯

- ※必要書類
1. 代行者の住民票 1通 ((外国人である場合には、外国人登録原票記載事項証明書)
 2. カラー写真 1枚 (縦 30mm×横 25 mm)
- 注：必要書類はその日付が提出日の3ヶ月以内のものに限る

育成調教責任者代行者許可取消申請書

年 月 日

(公財)軽種馬育成調教センター 場長 殿

このたび、下記の者の代行者許可を取り消されたく申請いたします。

育成調教責任者

記

代行者氏名

事 由

様式第7号A

調教要員等承認申請書

年 月 日

(公財) 軽種馬育成調教センター場長 殿

育成調教責任者

軽種馬育成調教場を下記の被雇用者とともに施設を使用したく承認申請します。
なお、下記の調教要員等は育成調教について、十分な技術を有する者を申し添えます。

育成調教要員・飼養要員		使用日 (年 月 日 ~ 年 月 日)		住 所	電 話	国 籍
ふりがな 氏 名	性 別	調教 飼養	騎乗経験			
1			乗 馬 年 月 育成馬 年 月			
2			乗 馬 年 月 育成馬 年 月			
3			乗 馬 年 月 育成馬 年 月			
4			乗 馬 年 月 育成馬 年 月			
5			乗 馬 年 月 育成馬 年 月			
6			乗 馬 年 月 育成馬 年 月			

様式第7号B

調教要員等承認(変更)申請書

年 月 日

(公財) 軽種馬育成調教センター場長 殿

軽種馬育成調教場を下記の被雇用者とともに施設を使用したく承認申請します。

育成調教責任者

育成調教要員・飼養要員

使用日(年 月 日 ~ 年 月 日)

内容	氏名	性別	調教飼養	生年月日	住所	電話・FAX	国籍	色帽子番号	色帽子貸出日
継続・中止									
継続・中止									
継続・中止									
継続・中止									
継続・中止									
継続・中止									
継続・中止									
継続・中止									
継続・中止									
継続・中止									
継続・中止									
継続・中止									
継続・中止									
継続・中止									
継続・中止									
継続・中止									

現在承認を受けている調教要員等について、引き続き承認を継続する場合は「継続」に○印を、承認を取り消す場合は「中止」に○印をつけて提出してください。

注意：新たに調教要員等として承認を受けようとする者の承認申請については、「調教要員等承認申請書(様式第7号A)」を使用してください。

様式第8号A

育成調教用馬承認申請書

年 月 日

(公財) 軽種馬育成調教センター場長 殿

育成調教責任者

軽種馬育成調教場において下記の管理馬を育成調教したく、健康手帳(写)を添付の上、承認申請いたします。
 なお、申請する管理馬については別紙「BTC利用馬の防疫条件」に記載する防疫条件を満たしております。

育成調教予定の管理馬 使用日 (年 月 日 ~ 年 月 日)

	馬名	血統コード	性	年齢	血統	
					父	母
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

様式第8号B

育成調教用馬承認(変更)申請書

年 月 日

(公財) 軽種馬育成調教センター場長 殿

育成調教責任者

軽種馬育成調教場において下記の管理馬を育成調教したく、承認申請します。

育成調教予定の管理馬

内容	馬名	変更馬名 (馬名に変更があれば記入)	血統番号	性	年齢	父	母	伝賃	流脳	インフル
1	継続・中止									
2	継続・中止									
3	継続・中止									
4	継続・中止									
5	継続・中止									
6	継続・中止									
7	継続・中止									
8	継続・中止									
9	継続・中止									
10	継続・中止									
11	継続・中止									
12	継続・中止									
13	継続・中止									
14	継続・中止									
15	継続・中止									
16	継続・中止									

現在承認を受けている育成調教用馬について、引き続き承認を継続する場合は「継続」に○印を、承認を取り消す場合は「中止」に○印をつけて提出してください。
 なお、継続申請する育成調教用馬が有効期限内における防疫条件(伝賃・流脳・インフル)を満たしているか確認してください。有効期限日を過ぎた場合は、使用できなくなります。
 注意：新たに育成調教を開始予定である管理馬の承認申請については、「育成調教馬承認申請書(様式第8号A)」を使用してください。